

## 第102回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 令和8年2月10日(火) 13時30分～16時00分

(2) 場所 福島県庁 西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、島田マリ子、鈴木美砂子、高島亮、渡邊太健史

#### イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課副課長、

土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、

入札用度課主幹兼副課長、

教育庁財務課長、

警察本部会計課主幹兼次席、

施設管理課主幹、

県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、

保原土木事務所長、

県南建設事務所 主幹兼企画管理部長、県南建設事務所 専門技術管理員、

喜多方建設事務所 企画管理部長、喜多方建設事務所 専門技術管理員、

山口土木事務所長、

南会津建設事務所 専門技術管理員、

県南地方振興局出納室長、

会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、

南会津地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和7年度4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(令和7年8月～令和8年1月分)

ウ 令和7年度下請状況実地調査結果について

エ 不祥事防止対策について

##### (2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 一抜け・一括審査方式の試験的実施の結果について

ウ 地域の守り手育成型方式(試行)の結果について(令和7年度4月～11月分)

エ 令和8年度入札制度等の改正概要について（案）

オ 庁舎等維持管理業務委託における最低制限価格制度の導入について〈非公開〉

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第102回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、市岡委員につきましては所用により欠席となっております。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

### 【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は、報告事項が4件、審議事項が5件ございますが、審議事項オ「庁舎等維持管理業務委託における最低制限価格制度の導入について」については非公表となっている情報が含まれておりますので、会議の公開等に関する取扱い要領第2条第1項第3号に該当するものとして、非公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和7年4月から11月分」です。

事務局から説明をお願いします。

### 【入札監理課長】

（「資料1」「資料1—1」により説明）

### 【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

それでは次に参ります。

報告事項のイ「入札参加資格制限指名停止の運用状況、令和7年8月から令和8年1月分」です。

事務局から説明をお願いいたします。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

### 【施設管理課主幹】

（「資料2」により説明）

**【入札用度課主幹兼副課長】**

（「資料2」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に参ります。

次に報告事項のウ「令和7年度下請状況実地調査結果について」です。  
事務局から説明お願いいたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

（「資料3」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に参ります。

次に報告事項のエ「不祥事防止対策について」です。  
事務局から説明お願いいたします。

**【入札監理課長】**

（「資料4」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

**【小堀委員】**

1点だけ、念のため確認させてください。2の再発防止策の履行状況の確認点検の（3）の実施結果の①の3つ目に絡んでなんですけれども、業者さんとの打合せについてということで、事務局にお越しになられるケースというものがここから読み取れるんですけれども、逆に、業者さんのほうに出向いてというケースは想定されるものなのでしょうか。

**【入札監理課長】**

基本的に業者さんの事務局のほうに訪問する機会っていうのは、ほとんどないと聞いております。現場、事務局等での打合せとか、そういう場合はあるかと思うんですけれども、基本的には、誤解を招かないというか、県の事務局のほうで必要に応じて対応するという形になっていると確認しております。

**【小堀委員】**

ありがとうございました。

**【伊藤（宏）委員長】**

ほかいかがでしょうか。

それでは、審議事項のア「抽出事案について」です。  
テーマは「一抜け・一括審査方式を実施した案件」  
対象期間は、令和7年4月～10月までの契約案件です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。  
高島委員、渡邊委員の順番で説明をお願いします。

**【高島委員】**

私の選んだものは、案件番号2と3、整理番号9番16番になります。

まず案件番号2、整理番号9のほうですけど、記載のとおりですが、応札者が前年度と比較して4者増加しました。日頃、受注機会が少ない企業が受注できた要因は何か考えられますか。案件番号3の整理番号16番のほうは、逆に応札者が前年度と比較して今年度減少してます、この一括審査方式のため無効または失格になったものが2者出ていますので、これが減少の一因と考えられるかどうかというものです。

以上です。

**【渡邊委員】**

私のほうで抽出させていただいたのは、案件番号1と4、整理番号でいうと1と19になります。案件番号1の抽出理由でございますが、こちらに記載のとおり、昨年度と比較して応札者が増えたということなんですけれども、これの要因を教えてください。具体的には、今回の一抜け・一括審査方式を適用したことによって応札者が増えたと考えられるのか。あるいは、他の何か外部的要因があつてのことなのか、というのがもし分かれば教えていただければと思います。続きまして案件番号4、整理番号19につきましては、昨年度と比較して落札率が低くなつてつとということで、こちらについてもこの方式をとつたことによつて落札率が低くなつたと考えられるのか、何か他の外部的要因があつたのかどうかというのが分かれば教えてください。もう1点、こちらの案件につきましては、受注者、応札者の意見で導入について消極的な意見があるようなことが書いてありますので、これのご趣旨、あるいは要望されるご趣旨が分かれば教えてください。

以上です。

**【伊藤（宏）委員長】**

それでは、案件番号1 保原土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【保原土木事務所】**

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【渡邊委員】

詳しい御説明ありがとうございました。私の抽出理由に書かせていただいた点については、確たる理由は不明だということで、仰るとおり、なかなかこれを特定するのは難しいかなとは思いますが、反対に入札参加者数が14者、昨年度の平均が7者のところ14者ということで、倍になってるんですけども、予想される様々な要因があったところで倍になるというのは、それほどおかしいことではないというふうに承知してよろしいでしょうか。

【保原土木事務所】

本工事の発注時期は、年度当初の発注になっているんですけども、そういった時期的な要因などもあるかと思えます。そういったところで、地域の企業が多く参加してくるということが、この工事に限らず他の工事でも、10者以上ということがございますので、特にこの工事が特異な数字かということではなく一般的な状況であったと理解しております。

【渡邊委員】

ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

次に移ります。

それでは、案件番号2 県南建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県南建設事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

入札参加者数が9者で、今回無効の3者、この部分に理由も出てますけど、一抜けで他の工事で落札候補者になったためということで。入札参加者が9、無効が3、この数字の部分では何か発注部局としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。例えばあまりにも沢山無効の数が増えていくと、競争性の部分で欠けるみたいなことは、そういう感想など持たれたのかどうかということを知りたいです。

【県南建設事務所】

今回の場合は、4本を1回で出したものであり、競争性が欠けるとは認識しておりません。

**【佐藤委員】**

12ページ、見せていただくと、入札の金額が出ているのですけれども、無効な会社も含めて、入札金額が6者、入札した会社と同じ結果が出てると。300円という最後のところが、皆一緒だっていうところ、そういう結果になるものなのかどうかという、やっぱり機械的なところでやると、こういう結果になるということなのではないでしょうか。

**【県南建設事務所】**

現在は、積算の精度が上がっており、全体で円単位までの正確な入札ができると考えられることから、妥当であると考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

ほかいかがでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

委員のご指摘は、一抜け方式が競争性を弱めるのではないかとという点かと思えます。一抜け方式は、入札参加そのものを制限しているというのではなく、各工事において、価格や技術評価に基づき、総合評価で通常どおりの競争を行った上で、落札者を決定しています。その結果として、複数企業の受注機会を確保するものであり、検証結果においても、参加者数また落札率に大きな変化が見られず、競争性は確保されているものと考えております。また、先の工事で落札者となった者を無効としてますが、入札そのものを無効としているのではなく、開札を行った上で、先工事、前工事で落札者となった者を無効とする扱いをしておりますので、御理解頂ければと思えます。

**【伊藤（宏）委員長】**

入札参加者数が増えるというのは、結局、入札参加者が増えても、前の工事が落札されたことはオミットされるわけですよ。結果的には、そんなに変わらないから、要するに、入札参加者が多くなるっていう業者側の意図というかな、なるべく参加しましょうっていうのは、落札できる機会が増える可能性が高くなるから、参加しましょうっていうそういう動機なんですか。それはなかなか難しいかもしれないけれども。

**【入札監理課主幹】**

これまでは、例えば2本や3本の工事が発注されると、全てで競争を行い、その結果、同一の業者が全て落札することもありました。しかし、この一抜け方式を適用することによって、各工事の落札者が異なることとなりますので、業者側にとっては受注のチャンスが増えるものと考えております。そのため受注機会は確保されているものと認識しております。

**【伊藤（宏）委員長】**

特に総合評価方式だと、総合評価の価格以外のところで、点数が高いところが、いっぺんにやっても複数取るっていう可能性が高いわけですよ。ところが、それがなるべく広く受注機会が与えられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

はい、そのとおりだと思います。

【伊藤（宏）委員長】

確認のため教えていただきたいんですけど、開札の順番はどういうふうにするのでしたっけ。ルール化されてるんでしたっけ。

【入札監理課主幹】

金額の大きい順としております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

次に移ります。

それでは、案件番号3 喜多方建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【喜多方建設事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

受注機会が多いいつもの企業さんが取ったという話だったんですが、抽出の時に、事務局さんから言われていたのが、競争性に寄与したか、受注機会の拡大に寄与したか、新たな取組はあるか、で選んで頂きたいというお話だったんですが、実はこの、備考にあるアンサーの2も3も4も、ほとんど変わらない、できていない、特に意見はなしで、今、御説明頂いた受注機会の多いいつもの企業さんが取ったということで、逆に、この頂いた一杯の例の中から、余りにも何もないなっていう感じがあったので、逆にこれを発注されたほうで今回一抜け方式で出してみても、何か感想を持たれたかなというのを聞きたいと思います。

【喜多方建設事務所】

委員のほうから御指摘頂きましたとおり、大きな変化というのはございませんでした。その中で、前年度の工事につきましては、複数の工事を1者が取っていたというところがございます。それに対しまして、今回一抜け方式をやったことにより、工事ごとに1者ずつ別の会社が取ったというところは、受注の機会が増えたと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【伊藤洋子委員】

先ほどの佐藤委員と同じ質問になっちゃうんですけども、やはり14者のうち8者が同じ金額で入札してるんですね。受注機会を多くということであれば、例えば、ソフトが出来上がってれば同じような数字が出るということで、前回も私、質問させていただいたんですが、そうなれば自分のところで落札したいとなれば、例えば400円を切って

ちょうどにするとかね、千円でも安く、入札するべきなのではないかなと思うんですね。ということは逆に言うと申し訳ないんですが、この企業が、談合まではいかないんですけども、そういったことも憂慮しなくてはならないことなのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**【伊藤（宏）委員長】**

質問に対する回答はあるんですが、質問にないことで、こういうやり方が、つまり同じような工事をいっぺんにやるんですよね、こういうやり方が業者間の色々な相談とか、場合によっては談合とかそういうものを、一抜け方式ではない単独のやり方よりも、可能性としては高くなるんですか。そういう余地があるんですか。

**【入札監理課主幹】**

談合の可能性についてですが、総合評価方式は、価格だけではなく地域要件や企業の技術力なども評価しています。計算方法は、22ページ御覧頂ければお分かりいけるかと思いますが、右側上部の七行目あたりに調査基準価格と記載しています。この調査基準価格は、実際の設計額やいわゆる最低制限価格に相当するもので、総合評価方式では調査基準価格と呼んでおります。これを下回ると、例えば400円を切ると低入札となり総合評価では加点が得られなくなります。そのため、同額で応札している金額については、積算力があり、その金額を積算できた会社であると言えます。さらに、複数の業者が参加する中で、総合評価の点数、すなわち企業の技術力などの評価によって最終的に決まりますので、そうした部分で業者間の競争が行われているということになります。したがって、価格が一致しているからといって、直ちに談合であるとは考えておりません。

**【伊藤（宏）委員長】**

総合評価方式の場合、100円200円違っただけで、余り影響を受けないんですよ。だから同じにすれば、どこということでは多分ない。完全の価格競争だったら、金額が同じだったら、例えば抽選じゃなきゃいけないということが起こるんですけども。

**【入札監理課主幹】**

逆に点数が高い業者については、この調査基準価格まで下げなくても、評価点で上回っていることから、落札できる可能性があるということです。

**【伊藤（宏）委員長】**

その辺も、業者側は考慮しながら金額を決めていくということなんだろうね。それにしても、全く同じ金額がずらっと並ぶっていうのは、ちょっと不自然な感じがしないことはないですよ。

**【入札監理課主幹】**

先ほど事務所からも御説明させていただきましたが、現在の土木や建築の設計では、単価や積算基準が基本的に公表されております。民間のソフト会社も県の積算基準を研究した上で積算ソフトを提供しておりますので、入札金額が一致することは、十分にあり得るものと考えております。これは、福島県に限ったことではなく、公共工事全般に見られる傾向でございますので御理解頂ければと思います。



で上手く取れていく方式なんだとは分かるのですが、何となくまだ違和感がございまして、やっぱり予算が安く、提示して頑張ってる業者に対しての評価点というのが、この評価の中に、総合評価の中に、入っても当たり前かなと思いました。

【伊藤（宏）委員長】

今は、価格と総合評価の2つの柱を使って、それを計算式に当てはめて順番を決めているということですよ。で、今の島田委員のお話は、価格も総合評価の中に入れるっていうことは、今のやり方と違うってこと。要するに、価格をダブルで使うっていうことになりますかね。

【島田委員】

全部、評価結果の点数が高いので。

【伊藤（宏）委員長】

入札額が同じだと、評価額の結果で順番が決まってしまうっていうことですよ。

【島田委員】

高いものでも、取れてしまうと。

【伊藤（宏）委員長】

それは総合評価の評価が高いから。

【島田委員】

高くても、評価が高いから取れていると。

【伊藤（宏）委員長】

そういうことです。

【島田委員】

評価の方が優先しているんですよ。

【伊藤（宏）委員長】

それは決め方の問題で、要するに、いわゆる価格以外の評価、つまり総合評価の部分と価格の部分とのウェイトをどういうふうに置くかによると思うんですね。ですから、そういう意味では、総合評価方式がどんどん進むと、価格よりもむしろ、他の部分、ウェイトが高くなってしまいます。こういうふうになりがちなんですけども、島田委員が仰りたいことは、総合評価の価格以外の部分よりも、本筋の価格のほうのウェイトを高くする、そういうような総合評価方式のほうが良いんじゃないですかというふうに理解してよろしいでしょうか。簡単にいうと、総合評価の価格と価格以外の部分は、大体何割何割くらいのウェイト付けと理解すればよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

パーセンテージは出せないのですが、27ページを御覧頂ければと思います。これが加算点を入札額で割り返した数字が評価値となりまして、この数値が高いものが上位になっ

ています。加算点のうち、今回落札した喜多方市につきましては、加算点が23.75点となっています。これは、前のページ、26ページの上から9番目に記載されているもので、様々な技術力を評価した点数が1番右側にあり、23.75点となっています。他の業者さんも、それぞれ加点したものが1番右側の数字となっており、27ページの加算点の欄に反映され、それを入札額、高い低いはありますけれど、低入札額で割り返した評価値が、18.014という数字で1位となっています。金額についても、当然入札額ですので、それを考慮したポイントとして反映しております。その点も含めて評価して落札者を決定しております。入札方式は様々あり、評価項目につきましても、企業の技術力や配置技術者の技術力など、それぞれ方式ございます。また、価格競争入札や指名競争入札もあり、工事の内容によって発注方式は決めております。したがって、新しい企業が、全く入れない入札制度になっているということではなくて、様々な入札方式を選択しているところがございますので、御理解頂ければと思います。

#### 【入札監理課長】

若干補足をさせていただきます。総合評価方式を採用しているものについても、いわゆる設計金額の金額に応じて、評価点の点数のウェイトが様々変わっております。金額の大きいもの、いわゆる標準型とか、簡易型についてはウェイトが高くなっていて、金額の小さい地域密着型などにつきましては、加算点のウェイトは小さくなっています。そういう意味では先ほど委員長が仰られたウェイトがどうなんだということについては、より技術力を評価する工事については、総合評価の評価項目について加点を多くしている。ある程度少額の工事であれば、金額のウェイトが多く占める形となっており、そういう形での工夫はさせていただいているところがございます。

#### 【伊藤（宏）委員長】

県民とか納税者の観点から言えばね、なるべく安く工事ができたらいいなっていうのが当然のことなんですけど、それだけでは、工事品質であるとか、社会貢献であるとか、等々も含めてっていうのが総合評価方式で、それ自体の趣旨は良いんですけど、総合評価方式のもう1つの隠れたメリットは、談合がしにくいってことなんです。単なる価格競争だけだと価格だけで相談して談合ができちゃうんですけども、総合評価方式ですと、価格だけの競争よりは談合がしにくいということにはなっています。

それではよろしいでしょうか。

次に移ります。

それでは、案件番号4 山口土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

#### 【山口土木事務所】

（「資料5」により説明）

#### 【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

#### 【渡邊委員】

私のほうで抽出理由に出ささせていただいたうちの2点の1点目、落札率が低い要因については、一抜け・一括審査方式を採用したからこうなったということで、採用の理由というか、効果があったというようなお話になると思います。特に2点目についてお伺いしたかったんですけども、今の御説明の中で導入の積極意見と仰ったんですけども、これは消極意見だと思いますので、導入は止めて欲しいという意見で消極意見かと思います。

【山口土木事務所】

失礼しました。消極意見でした。

【渡邊委員】

消極意見ということで、ただこの消極意見を出した会社については、受注者応札者からの意見ということなので、具体的に特定をしていないという前提でお話をお伺いしたいんですけども、会社の経営にも影響が出る可能性がある、南会津地域は地元企業が少ないので守るような制度として欲しいというような御意見の趣旨についてもう少しお伺いしたいんですけど、この一抜け・一括審査方式を適用することによって、こういった影響が出るっていうのは、具体的にどういう関係性になるのか、御見解を伺いたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

答えが2つあるんですけど、同じ業者からの答えですか。

【山口土木事務所】

はい、受注した業者からの答えです。一抜け・一括審査方式の導入を進めることで、南会津地域の各業者の企業経営が悪くなり、最悪、倒産の可能性も考えられるというところと、また倒産等になってしまうと、災害発生時に地元の企業力による復旧復興に支障が出てくるので、地域の守り手の確保の観点から、慎重にしたほうが良いという意見と聞いております。

【渡邊委員】

今のお話の前提として、この一抜け・一括審査方式を適用することによって、会社の経営にも影響が出る可能性がある、地元企業を守って欲しいというようなお話っていうのは、今日の御説明聞いていて、本来であれば、2つ3つ落札できるところを、制限がかかるので、1つしか落札できないと、そういう御趣旨で、1個しか落札できないとなると、会社の経営にも影響が出るので止めてほしいというような御意見というふうに理解してよろしいですか。

【山口土木事務所】

はい。そういう趣旨でだと思います。

【渡邊委員】

そうすると、まさにこの一抜け・一括審査方式に対する反対意見というか、否定的な意見、具体的な支障が出てるっていうような御意見だと思いますので、これについては検討する余地があるのかなと、今回見ていて思いました。

【伊藤（宏）委員長】

特に最初の開札の事案ですよね。そういうことは、その業者は、一抜け・一括審査方式じゃなかったら、複数取れている可能性があったよねって思うような企業だってことですよね。目的をどこに定めるかっていうことだと思んですけど、そもそもこれの目的は、なるべく多くの業者に仕事をしてもらいましょうと。こういうことが目的で、そのことがその地域の業者を守ることに繋がるのか、今の話だと繋がらない、それはちょっとなかなか難しい話で、因果関係がちょっとよく分からないんですけど、何かありますか。

**【入札監理課長】**

まだ2年目の制度ということもありますので、制度としての目的としては、委員長が仰るように多くの企業の受注機会を確保して、技術力の強化育成を図るっていうのが、目的としてはございます。その上で、該当する工事といいますが、工事の内容とかですね、工事の規模とか、そういうところの抽出の仕方っていうのは、色々研究していく余地はあるのかなというのが、正直な感想でございます。次の議案にもありますけれども、この案件以外については、概ね前向きな評価を頂いているところなので、その辺やはり、発注の仕方とか、そういうところは、発注部局と目的とかを共有しながら進めていく必要があるのかなと感じております。

**【伊藤（宏）委員長】**

南会津は、業者数が少ない地域ですよね。業者数が少ないから、1者が独占するよりも、なるべく複数の業者が受注したほうが地域のためになるんじゃないのっていうふうに考えることができますけども、逆ですよね、この御意見は。業者が少ないところで、なるべく1つの業者が沢山取りたいよと。っていうことなんで、ちょっと話がずれてるのかっていう気もしないことはないんですけど。

**【佐藤委員】**

昔、別な仕事の関係で南会津町のほうに行った時に、入札関係のところもちょっと見せてもらったんですけども、最初行ったところの所長さんが、南会津はやっぱ厳しい地域で、特に冬の交通網を整備っていうか守っていかないといけない。だから、地元の業者には頑張ってもらわないといけない。他の地域から夏場に工事に来て、冬場に壊れたと言っても、他の地域の業者は冬場来てくれない。だから、地元の業者を育成していかないとならないんだというような説明を1番最初にしてもらって、あれ、ちょっと話が違うかなと思って色々聞いていたんですけども、ただやっぱり、今話を聞いても、他の地域の業者に入ってもらったら困るというような意味での反対なんじゃないかなというふうには思いました。

**【伊藤（宏）委員長】**

多分そういうことだろうと思います。ただ、一抜け方式をとると、他の地域の業者が仕事を受注しやすいついていうことになるのかな。

**【入札監理課長】**

競争入札なので、今回のこの事案につきましては、簡易型ということで、金額も大きな工事で、地域要件は県内、いわゆる橋梁補修の塗装ということで、多少特殊性はあるのかなと考えております。ただ、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、発注する内容によっては、地域の複数、数多ある企業の技術力など、受注機会を確保するっていう手法とし

ては、効果はある手法なのかなと考えております。ただ、なにぶんサンプル数もまだまだ少ないので、こういう御意見があったということは、今後の検討の材料としては考えていきたいとは考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

南会津の事情は私も前々から聞いておりますし、その反面、南会津は非常に閉鎖性が高いということで、入札に関して、若干問題があるんじゃないかということで、以前、かなり前ですけども、南会津に調査をしてもらったこともあります。いろいろ特殊性があって、どうだろうかということもあったんですけども、地域の守り手っていうことを考えると、それなりに業者数が少ないんで、余計に業者を守らなきゃいけないっていう部分もあるんですね。とはいっても競争性をちゃんと確保しなきゃいけない、担保しなきゃいけないということがあって、地域の守り手っていう例の指名競争入札は、まさにそういうことを狙っていると。これはなるべく広く業者にやってもらいたいという、そのことが両立するかどうかってのはちょっとこれから色々サンプルを見ながらやっていかないと、ちょっと分かりにくい部分があるのかなと、今日のお話を聞いて、何となく構造というかな、分かってきたような気がします。次の議題で、評価の問題も含めて御説明頂けると思いますので、次に進んでよろしいでしょうか。

**【伊藤洋子委員】**

先ほどの私の質問、撤回させていただきます。この事例、同じ金額っていうのは、調査基準価格を消費税を割り替えた金額できているので、最低の入札価格ということなので、皆さん取りたいという意向なんですね。先ほど400円下げたらば、調査基準価格より下がってしまうという意味合いが分かって、計算したところでもございました。消費税を足すと、この調査基準価格になるんですね。ですから、業者さんとしてはこの最低の価格でも取りたいよという趣旨での、金額の入札ということを知りましたので、私さっき談合とかって言っちゃってしまいましたけど、丸っきり反対でございました。自分は取りたいから、最低価格の金額で取りたいという意向で、入札しているということだと思いたしたので、先ほどのは撤回させていただきますと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

仰るとおりだと思うんですけど、でも実は総合評価方式の低入札基準のやり方だと、低入札基準価格より下げたって、取れないことはないわけですよ。後で調査が入るってだけで。本当に取りたかったら、この計算した基準価格よりももっと下げればいいわけですよ。極端に下げ過ぎるとね、問題ですけども。だから、そこで横並びにしなきゃいけないということでも必ずしもないんです。いわゆる総合評価方式ではない、通常の価格方式で最低制限価格の場合は、それ以下だと絶対取れないわけですよ。しかし、総合評価方式で、それに低入札価格の基準というのをやっていることから、その場合はこの基準価格よりも下げたって取れないことはない。ただ、その下げた効果がね、総合評価方式によってどういうふうになるか分からないんですけど。失格ではないですから。

**【入札監理課長】**

失格基準とかあるので、それが望ましいかどうかはこの場で申し上げることはできません。

【伊藤（宏）委員長】

何百円下げたから失格ということには多分ならないわけで。最低制限価格なら失格です。これは総合評価方式における調査基準価格だから、これ以下だと調査に入りますよと、ちゃんと仕事できるんですか、この価格でっていうことを調査してオーケーならば。ちなみに、県の調査基準価格以下で落札した企業で、失格になった、調査をした結果失格になった例はそれなりにあるんですか。

【佐藤委員】

下回ると評価はマイナスになるんですか。

【入札監理課長】

7点減点になります。

【伊藤（宏）委員長】

その減点部分と下げた金額との折り合いの問題か。

【入札監理課長】

加点分として、7点減点されるので、評価点としては下がってしまいます。

【伊藤洋子委員】

金額の高い低いは関係ないのですか。

【入札監理課長】

マイナス7点でも加算点が高ければ評価点が高い可能性はあります。

【伊藤（宏）委員長】

その方式がどうなのっていう議論をした覚えが確かありますよね。

【入札監理課長】

品質の確保の観点から、令和元年度の監視委員会の審議を経て、こういったものを入れさせていただいた。

【伊藤（宏）委員長】

そうすると基準価格よりも下げるもののリスクの方が大きいってことですね。失格のギリギリと7点とは、やっぱり7点の方がウェイトは高いということになりますか。

【入札監理課長】

金額によると思います。なかなか逆転は厳しいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ということは、調査基準価格はもうほぼ最低制限価格と同じ意味を持つてると。

【入札監理課長】

ほぼほぼ低入札価格調査を経て契約されている件数が少ないので断言は難しいですが、低入札価格調査においては、失格基準価格があって、失格基準価格をクリアしていたとしても、契約履行ができるかという確認作業を行いますので、それをクリアした上で、監理技術者を複数人置くとか、前払い金の制約があるとか、そういう条件を課した上で受けるということであれば、契約をするところまでいきますが、なかなかそこまでたどり着いているっていうのは実績としては、ほとんどございません。

**【伊藤（宏）委員長】**

効果としては、一般の価格競争における最低制限価格と、同じぐらいの強い意味を持っていると。

**【入札監理課長】**

そのようには考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

ということは、伊藤委員が仰ったことがやっぱり当たっているということですよ。何百円でも下げたら、その効果よりも、マイナスのほうが大きいと。

続きの話になるんですけども、審議事項イ「一抜け・一括審査方式の試験的実施の結果について」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料6」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

先ほどの抽出事案の議論は2つの議論があって、1つはこの一抜け・一括審査方式の功罪というかプラスマイナスはどうなんですかと、総合評価方式の在り方というかそこにおける価格競争の在り方がどうなんですかと、2つの議論が入っていたんですけど、これは要する一抜け・一括審査方式だけの話です。総合評価方式におけるさっきの7点問題とかがあってというのはまた別の機会にやりましょう。取りあえずここで言う一抜け・一括審査方式の試験結果、試験的実施の結果について、御質問、御意見ございましたらお願いします。

**【伊藤洋子委員】**

最後ですね、今後の方針の中で、企業の地域社会に対する貢献の評価ということなんですが、これは県だけの工事に対する貢献度という意味合いなんでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

企業の地域社会に対する貢献度は、総合評価方式の評価項目の一つとなっていてございます。内容としては、県の事業だけでなく、国や市町村が発注した実績も含まれます。

**【島田委員】**

2 ページの建設業者の意見ですけど、得意分野の受注確率が低下する、受注機会の確保のため1 件当たりの対象工事数は2、3 件程度にして欲しいというのは、どのようなことか。

**【入札監理課主幹】**

内容を分析しますと、例えばですが資料の5－1を御覧頂きたいと思います。発注される工事が、例えば、河川関係の工事であったり、道路関係の工事であったり、業者さんそれぞれに得意分野があるのかなというふうに想定しているところでございます。「1 件当たりの対象工事数が2、3 件程度にして欲しい。」という内容ですが、例えば4から7ですね、これは県中建設管内の須賀川土木事務所で4 件となっております。この記載については、できるだけ2 件とか3 件とか、少ない件数で出していただきたいというような意見であると考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

1 つの工事を分割してるっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

この工事は、分割はしていません。

**【伊藤（宏）委員長】**

1 本でできる工事、つまりロットを少なくすると、こういうやり方はできないわけですよ。ロットが多いとこういうことができるということで、なるべく、小さな工事を沢山作りましょうっていうやり方のほうが、発注の仕方としては良いやり方、あるいは一抜け方式はそういうふうにやらないとできないやり方だと思うんですけど。最高でも4 つまで、とかルールを決めてるんですか。

**【入札監理課主幹】**

ルールはですね、何件以上とか何件以下とか、そういったルールはございません。一抜け・一括審査方式の要件に合えば、何件でも可能な制度にはなっています。

**【伊藤（宏）委員長】**

結果として、大体3、4 件ぐらいに。

**【入札監理課主幹】**

そうですね、今年度は、2 件から4 件ということで実施されたということでございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

はい、ありがとうございます。  
ほかいかがでしょう。

では、5 分程度休憩時間を設けます。

～休憩・換気～

時間となりましたので、再開します。

審議事項ウ「地域の守り手育成型方式（試行）の結果について」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料7」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【高島委員】**

資料7の1ページ、2の発注状況ですね、下から4行目、地域別では県南、南会津で守り手が多い傾向で、県北、県中、いわきでは発注割合の2割にも満たないと書いてあります。次年度以降、どのようにこれを広げていく何か予定とかありますでしょうか。

**【入札監理課長】**

具体的には、資料7-1のところですね、表の2-1発注状況のところを御覧頂きますと、今年度は各管内、一般土木については、件数の増減はありますけれども、過去と比べると、増えてきている地区もでていかなと考えております。ただ、過去を見ますと南会津が圧倒的に多いという現状もございます。今後の発注動向とか、そういう状況が当然あるかと思いますが、各発注機関へ制度の趣旨、理解、制度活用の検討をはかっているように、状況等を共有しながら、どこの地区をどう増やしますっていうのはなかなか申し上げにくいところではございますが、全体として、件数が増やせるような取組を続けていきたいと考えているところです。

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

地域によって、この地域は守り手方式をなるべく沢山、地域によっては少なくっていうようなことは多分仰りにくいとは思いますが、これ見るとね、県北、県中、いわきが少ないわけ、つまり、地域の守り手を、何らかのことでやらなきゃいけない、作らなきゃいけないっていう動機が、やっぱり辺りな地域よりは低いですね。今、課長仰ったように、本当にそれで良いんですかと、つまり、ある程度メリハリをつけてね、業者が少なく、あるいは雪が深いと、そういうような地域についてはなるべく、これは強化しよう、ところが郡山と福島とかその辺は別にそこまで守り手を云々する必要はないでしょう、ていうことを、踏まえた上で、メリハリをつけるなんてことはあり得ることですかね。

**【入札監理課長】**

制度管理している立場からすると、メリハリのつけ方とか考え方とかの整理とか、ちょっとこの瞬間に何も持ち合わせてないので、なかなか整理が大変かなと考えております。

ただ、現状とか実態とか、そういうところを確認しながら、委員長仰るように、地域の守り手を確保育成するという趣旨が果たせるかどうかというところは、しっかり確認しながら、制度については検討していく必要があると考えております。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、審議事項エ「令和8年度入札制度等の改正概要について（案）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料8」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

要するに、格付のときの標準金額を2割増しにしましょうと。2ページの上からは、総合評価方式における評価項目の見直しで、例えば週休2日であるとか、ICTの活用とか、そういうところで見直しましょうということです。最後は、質問書の受付期間を変更するという事です。

御質問ございましたらお願いします。

次に、審議事項オ「庁舎等維持管理業務委託における最低制限価格制度の導入について」です。

これから非公開での審議に入りますので、傍聴者及び報道機関の方は、退席をお願いします。10分後くらいに戻っていただければと思います。

それでは事務局から資料の配布をお願いいたします。

（非公開審議終了後）

次に、「各委員の意見交換」に移ります。  
意見等がありましたらお願いします。

次に、「その他」に移ります。  
委員の皆様から、何かございますか。

事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

何か抽出のテーマについて御意見ございましたらお願いします。  
事務局案の方をお願いできますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、「農林水産部及び土木部において、地域の守り手育成型方式以外で発注した3,000万円未満の案件、発注種別が一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事」、対象期間は、「令和7年4月～令和8年1月分」、抽出委員は、五十音順で「市岡委員、伊藤洋子委員」ではいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

ということで、意図を簡単に説明してください。

【入札監理課主幹】

抽出テーマについてですが、比較的小規模な工事で、地域の守り手方式以外の方式で発注された総合評価方式地域密着型や価格競争方式で実施された工事の実態を把握し、今後の入札制度の運用の参考にすることを目的としております。

【伊藤（宏）委員長】

抽出チームは、市岡委員、伊藤洋子委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

【伊藤洋子委員】

恐らく色々揉むのが3月頃になると思われませんが、4月に開催となると。

【入札監理課主幹】

5月下旬から6月上旬と考えております。

【伊藤洋子委員】

4月はないですね。

【伊藤（宏）委員長】

確定申告とか色々ありますもんね。

では、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

ありがとうございました。  
事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は5月下旬から6月中旬の開催を予定しております。年度が明けて、4月になりましたら改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして、「第102回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。